

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

平成16年度事業計画

産業廃棄物の処理施設の整備に必要な資金の融通の円滑化、その他の産業廃棄物の処理に係る事業の振興措置等及び事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動を推進するため、下記の事業を行う。

産業廃棄物処理特定施設整備法関連業務

1. 産業廃棄物処理特定施設整備促進事業

- (1) 産業廃棄物処理を実施する全国の地方公社等に積極的に保証制度を周知し、優良案件の拡大を図る。
- (2) 特定施設及び廃棄物処理センターの整備促進に係る情報交換のための全国担当者会議を開催する。

2. 債務保証事業

- (1) 特定施設整備法に基づく特定施設の整備事業に関わる債務保証の申し出に対しては、従来からの方針通り積極的な対応を図る。
- (2) 民間処分業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化・高度化等に関わる債務保証の申し出に対しては、外部の専門家に依頼する 経営及び事業収支性調査、 技術評価、 社会・公共性及び市場調査を活用し、
 - ア. 事業収支計画・返済財源の妥当性
 - イ. 投資規模の妥当性及び金融機関の支援姿勢など、審査の原点に立ち返って十分な検討を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する運営を行う。
- (3) 既往債務保証先に対しては、案件毎に債権分類を行い、フォロー調査の実施とあわせ債権管理の徹底を図る。
- (4) 代位弁済を実行し求償権を取得したものについては、当該事業の再建の可能性を見極めつつ経営指導を徹底する等、案件毎にメリハリを効かせた管理を行い、債権回収の極大化を目指す。

3．助成事業

産業廃棄物の処理に関する新しい技術の開発又はその起業化を行う産業廃棄物処理業者に対して、当該新技術の開発及び高度技術を利用した減量化・再生処理施設の設置のための調査・検討を行うのに必要な経費の一部を助成する。

4．振興事業

(1) ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）処理対策事業

PCB処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供する。さらにPCB処理を促進するための調査研究、啓発等の活動を行う。

(2) 受託調査等

ア．廃棄物処理センター関連調査

(ア) 廃棄物処理センター整備基本調査

廃棄物処理センターの整備計画策定に関する都道府県の要望は多様化しており、県内で複数施設への産業廃棄物処理施設モデル的整備事業（国庫補助制度）が適用できない事例が見られるなど従来の手法では対応が困難なケースも出ている。施設整備にあたっては、広域化や立地促進への観点も含めて考えられることから、個別都道府県の調査だけではなく平成17年度以降の制度のあり方について調査研究を行う。

(イ) 公共関与等調査

産業廃棄物処理施設整備にあたり民間活力の活用は不可欠となっている。民間事業者が事業主体の中核となる建設汚泥や木くず、廃タイヤ等の資源化事業に関する事業化計画や事業性評価等の検討ニーズが多数顕在化しており、これらの事業計画の策定について民間企業のノウハウを活用して共同研究において調査研究を行う。

(ウ) 循環型社会における施設整備のあり方に関する調査

循環型社会形成に向けて地域振興施策として位置付けた施設計画に関する要請や委託の要望に対応して施設整備支援が行えるよう、平成17年度に向けて新たな政策や取組みについて検討する。

イ．産業廃棄物処理事業優良化促進事業

産業廃棄物処理業界全体の優良化を進めまた、環境ビジネスとしての成長を図っていくために必要となる諸対策について、(財)日本産業廃棄物処理振興センター、(社)全国産業廃棄物連合会及び(社)日本経済団体連合会等の関係団体と連携しながら本財団が取り纏め役として、調査検討を行う。

ウ．環境省 P C B 関連調査

(ア) P C B 廃棄物の処理技術の評価及び基準化

P C B 廃棄物の申請された新処理技術を実証試験結果等により評価を行い、評価書を作成する。また、評価を終了した技術について基準化等の検討を行う。さらに、種々の P C B 分析方法について調査検討し、基準化を図る。

(イ) 低濃度 P C B 混入機器調査

低濃度の P C B が混入した変圧器等に関する既存のデータの整理を行うとともに、アンケート調査及びヒアリング調査により P C B 汚染原因の究明、簡易測定法の検討及び低濃度 P C B 汚染物の処理の基本的方向等を検討する。

エ．日本環境安全事業株式会社 P C B 処理施設建設支援業務

(ア) P C B 検討委員会支援業務

日本環境安全事業株式会社が行う P C B 廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。

(イ) P C B 処理施設発注支援業務

日本環境安全事業株式会社が建設する P C B 廃棄物処理施設の発注のための資料の作成、技術提案書の審査のために必要な資料の作成の支援を行う。

(ウ) P C B 廃棄物処理データベースの構築業務

P C B 廃棄物処理対象事業者に関する基本的なデータベースの構築等を行う。

オ．国土交通省解体工事パトロールの手引作成業務

都道府県等が建設リサイクル法に基づき適切な指導・対応が可能となるような現場パトロールマニュアルを作成する。併せて、都道府県等が臨時職員、外部機関等にパトロールを依頼する場合におけるパトロールマニュアルについても作成する。

(3) 研修業務

産業廃棄物処分業者に対する研修として、「産廃経営研究会」を実施する。研究会は、産業廃棄物処理業の経営者を対象として講義、演習等を行い、健全な経営や、経営戦略について総合的に学習する機会を提供する。

廃棄物処理法関連業務（産業廃棄物適正処理推進センター業務）

1．産業廃棄物適正処理推進事業

（1）法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以後に不法投棄された産業廃棄物について、その撤去等原状回復措置を講じようとする都道府県等から協力要請があったときは、適正処理推進基金（国の補助金及び産業界からの拠出金で造成）をもって対応する。

（2）産業廃棄物特定支障除去等支援対策事業に対する協力

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等から協力要請があった場合には、適正処理推進基金（国の補助金で造成）により協力を行う。

（3）事業者に対する助言、指導等

事業者による産業廃棄物の適正な処理の確保を図るための自主的な活動の推進に資するため、事業者等に対する助言、指導、情報の提供等を行う。

（4）不法投棄対策

不法投棄における効率的支障除去方策について、「原状回復支援事業技術検討委員会」を設置して検討し、その検討結果を都道府県等へ配布する。

不法投棄の未然防止策について、「不法投棄未然防止検討委員会」により検討・整理し、その検討結果を都道府県等へ配布する。

不法投棄等防止のネットワーク構築に関して、新たに検討委員会を設置し、地方環境対策調査官事務所の活動要領（地方環境対策調査官事務所都道府県との連携方法等）の検討を行い、その検討結果を地方環境対策調査官事務所及び都道府県へ配布する。

（5）エコパトロールの普及・促進

産業廃棄物の不法投棄・拡大防止を図るため、環境破壊行為早期対応システム（エコパトロール）の都道府県への普及を図る。普及策として、都道府県における試行の実施、環境省で検討している廃棄物運搬車両へのステッカー表示への対応さらに衛星監視システムとの連携について検討を進める。

（6）環境省からの受託調査等

ア．産業廃棄物不法投棄実態調査

都道府県等が平成15年度に把握した新たな不法投棄及び原状回復の状況を調査する。

イ．環境破壊行為早期対応システムの運用等

環境省の委託により環境破壊行為早期対応システムの運用、保守等実施することにより、環境省地方環境対策調査官事務所等への支援を行う。

ウ．不法投棄事案対応調査支援事業

不法投棄の未然防止・拡大防止のために、関係法令に精通した法律や企業会計の専門家、測量技術者等によるチームを設置し、都道府県等からの要請に応じて適宜、現場での不法投棄事案の解明、原状回復の支援等を行うほか、現地における共同調査、調査手法等の研修等を通じ自治体職員の事案対応能力の向上を図る。

2．情報提供業務

排出事業者が適正な処理を遂行し得る処理業者を選択できるようインターネットを介して産業廃棄物処理業者に関する情報を提供するシステム(情報検索システム)を中核とする「産廃情報ネット」を運営する。情報検索システムに蓄積している処理業者のデータについては、都道府県・政令市の協力を得て、許可情報の提供を受けることにより、最新情報への更新および情報精度の向上に努める。

また、優良な産業廃棄物処理業者の育成が重点施策になっていることに鑑み、産廃情報ネットの機能をこれに対応できる高度なものとするべく、必要な開発を行う。

産廃情報ネット内に設置しているリサイクル需給情報交換システム「リサイクルネット」は、一部の都道府県を単位とする運営主体によって運営されているが、より一層の展開をめざして、重点的な普及推進活動を行う。また、リサイクルネットの機能を充実するため、各運営主体の意見を聞きながら、必要なシステム開発・改造を実施する。